

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	福祉推進部 指導監査課
------	-------------

実施事案名	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	障害福祉サービスの事業等の基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。 現在、障害福祉サービスの事業として、就労選択支援の新設が予定されており（令和7年10月1日）、この施行にあわせて、条例を改正するものです。
策定根拠となる法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） 第5条第13項
政策等の案の関係資料	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和7年1月8日（水）
------------	-------------